

周南市

高齢者等のごみ出し支援実証事業のご案内

高齢者や障害のある方などの在宅生活を支援するため、指定されたごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、週に1回、ご自宅まで、ごみの収集に伺う戸別収集を試験的に開始します。

また、収集時にごみが出されていない場合などには、併せて安否確認を行います。

1. ご利用できる世帯 ①、②、③全てに該当する世帯が対象です。

- ① 世帯員自らが決められたごみステーションまで出すことが困難で、かつ、親族や近隣住民等の協力が得られない世帯

【注意】親族、近隣住民、ホームヘルパーやボランティア等の協力により、ごみ出しが可能な場合は、対象となりません。

- ② すべての世帯員が以下のいずれかに該当する世帯

- ・ 介護保険の要支援又は要介護認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・ 療育手帳 A の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 障害者総合支援法の対象となる難病の方



- ③ 地域包括支援センター、相談支援事業所等が支援の必要性を認めた世帯

【注意】上記②の条件を満たさない場合でも、②と同等以上の状態であると認められる場合には利用が可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

2. ごみ収集の内容 サービス利用料は無料です。

収集するごみ	収集回数	収集場所
燃やせるごみ	週1回	玄関先等の 指定された場所
資源ごみ・びん缶・燃やせないごみ等	月1回	

【注意】ごみを排出するため、ポリバケツ等の準備が必要となります。

【注意】粗大ごみ等の大型ごみは、収集しません。

【注意】アパートやマンション等の共同住宅の場合は、ごみの排出場所に関して、管理人等の承諾が必要となります。

3. 収集までの流れ

専門職の事前確認が必要となりますので、お近くの「地域包括支援センター」またはサービス等利用計画を作成した「相談支援事業所」にご相談ください。

※なお、地域包括支援センター、相談支援事業所がご不明な場合は、
地域福祉課 ☎ 0834-22-8462
障害者支援課 ☎ 0834-22-8463 までお問い合わせください。

申し込み期間 4月15日(火) ~ 5月30日(金)
定員 50世帯 程度

① 申し込み



- ・申請者の親族、地域包括支援センター職員又は相談支援専門員等の方でも申し込みできます。

② 現地確認



【立ち合いをお願いする方】 本人、ご家族、ご親族等

【お聞きする内容】

- ・現在のごみ出しの状況、世帯状況
- ・緊急連絡先
- ・ごみ排出容器の設置場所(原則玄関先)
- ・車の駐停車場所の確認 など



③ 結果通知



- ・実証事業の利用可能な場合は、収集開始日、収集曜日を記載した書面、ごみカレンダー、分別の冊子等を郵送します。

④ 収集開始 (7月頃)

- ・ごみカレンダーに基づいて、家庭ごみの戸別収集を行います。
- ・収集時にごみが出されていない場合などには、声かけ等による安否確認を行います。

4. その他

- ・ごみを出さない場合は、必ず事前にリサイクルプラザへ連絡してください。
- ・申請内容に変更があった場合(要介護の変更、世帯の状況等)や、長期の入退院等により収集の停止・再開等の必要がある場合は、変更届を提出してください。

《お問い合わせ》

【1 申請について】 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
リサイクル推進課 ☎0834-22-8303

【2 収集や変更について】 〒746-0019 周南市臨海町5番地
リサイクルプラザ・ペガサス ☎0834-61-0310